

古代に「北海道」はあったのか (大宰府起点で考える)

2023年9月9日 藤代歴史愛好会(石山博)

五畿七道の謎について

五畿七道とは古代日本の律令制における行政区画です。

五畿或いは畿内とは、大和・山城・摂津・河内・和泉の五国を指します。

七道は伊賀から東へ東海道、近江から東へ東山道、若狭から東北へ北陸道、丹波から西へ山陰道、播磨から西へ山陽道、紀伊から南西へ南海道、そして九州の西海道指します。

但し、先に行政区画と書きましたが、そのエリアを所管する政庁が常設されたのは、大宰府のあった西海道のみです。

なぜ西海道だけに行政機関が常置されたのか？という問いに対しては、「大陸との外交及び防衛上の重要性」と説明されていますが、その一方で、大宰府は菅原道真の例にもあるように半ば流刑地とされてきました。なぜでしょうか。

このような「五畿七道の謎」は、従来(近畿)の立場からは、説明出来ないものがあります。それは「北海道」の不在です。この「北海道」とは現在の行政区域である北海道のことでは有りません。「北海道」という表現の不在を指します。

「北海道」という言葉は明治二年に北海道開拓使が設置されるまで日本史上に存在しません。「東海道」「西海道」「南海道」があるにもかかわらず、何故、「北海道」だけが無いのか。もっと突っ込んで云えば、何故「北陸道」を「北海道」と名付けなかったのでしょうか。

この謎は日本(倭国)の中心が弥生時代から連綿と近畿地方にあったと(定説)考えていては説明が付きません。この「近畿：王(天皇)の住む場所」という言葉は七〇一年の大宝建元以降に始めて意味を持つもので、七世紀以前は皇帝の治める場所(九州)を指していたと考えられます。

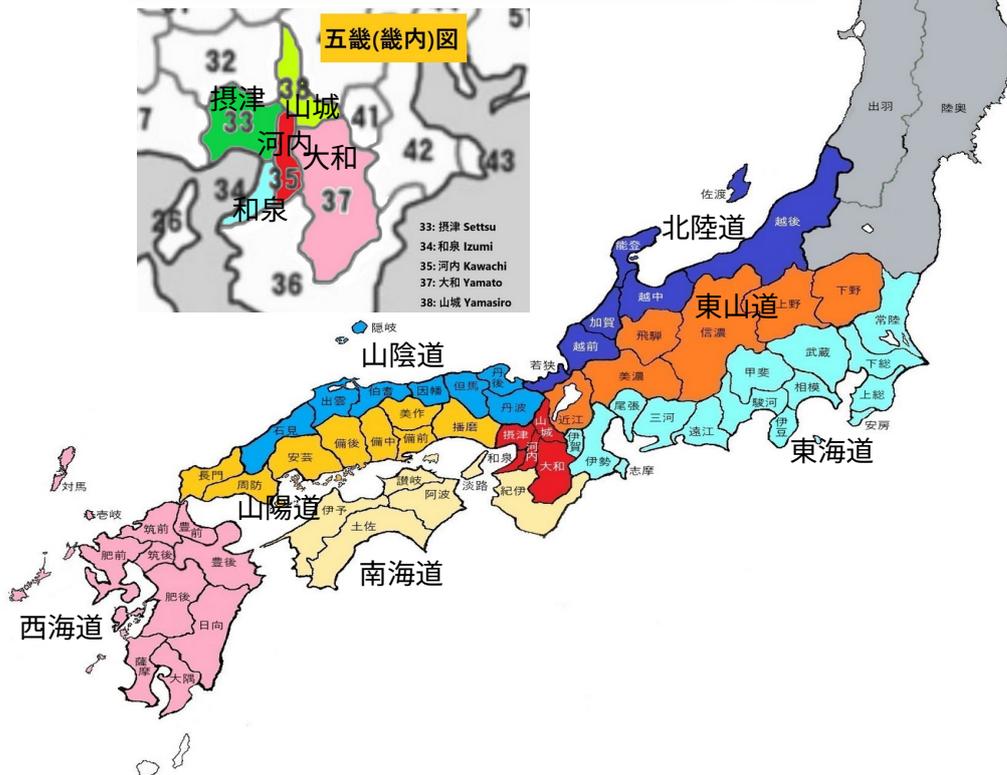
この謎は、九州(大宰府が首都という視点)から見れば事は理解できます。「道」がいくつあったのかは不明ですが、「東海道」「西海道」「南海道」があったのであれば「北海道」も存在したと考えられ、おそらくそれは、壱岐・対馬・任那などであったろうと思われる。

倭王武の上表文の「渡平海北九十五國」がこれに相当するのではないのでしょうか。

西海道は五島から江南に向かう道、南海道は多禰たねから琉球に向かい、東海道は瀬戸内海から大和を含み東へ行く。文字通り「海の道」であったろうと思われる。その際、若狭をスタートとするかどうかはともかく、北陸道はそのまま北陸道だった可能性が高いと考えられます。

日本国令制「五畿七道」図

国名入り



古代の東北地方を代表する石碑として、多賀城碑(宮城県多賀城市)と日本中央碑(青森県東北町)は有名です。中でも多賀城碑には「天平寶字六年十二月一日」(762年)と造碑年が記されており、大和朝廷による蝦夷國征討に関わる石碑であることが推定されます。その碑文中に「東山道節度使」「按察使鎮守將軍」という官職名が見え、大和朝廷が東山道を北上して蝦夷征討將軍(大野朝臣東人、藤原惠美朝獺)を派遣したと思われます。

解説：せつど - し【節度使】 デジタル大辞泉の解説

- 1 中国、唐・五代の軍職。初めは辺境警備のための軍団の統率者であったが、安史の乱後は国内の要地にも置かれ、諸州を管轄して兵政・民政・財政を任され、強力な権限をもつようになった。宋初に廃止。藩鎮。
- 2 奈良時代、唐制にならい、地方の軍政と防備を任務とした臨時の職。天平4年(732)と天平宝字5年(761)とに2回置かれた。

解説：あぜち【×按▽察▽使】 デジタル大辞泉の解説

令外(りょうげ)の官の一。奈良時代、国司の施政や諸国の民情などを巡回視察した官。平安時代には陸奥(むつ)・出羽だけを任地とし、大納言・中納言の名目上の兼職となった。あんさつし。

解説：ちんじゅふ - しょうぐん【鎮守府將軍】 デジタル大辞泉の解説

鎮守府1の長官。多くは陸奥守(むつのかみ)が兼任した。鎮守將軍。

【多賀城碑文】を下記に記します。

西

多賀城

去京一千五百里

去蝦夷國界一百廿里

去常陸國界四百十二里

去下野國界二百七十四里

去靺鞨國界三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獺修造也
天平寶字六年十二月一日

このことから、大和朝廷の時代ではありますが、「東山道」の最終目的地は蝦夷國だったのではないかと推定できます。なぜなら、蝦夷国内の官道は蝦夷國により造成され、命名されていたはずですから、大和朝廷（あるいは九州王朝）が自らの官道を「東山道」と命名できるのは蝦夷國の地までと考えざるを得ないからです。

この理解からすれば「東海道」も同様に、海岸沿いや海上に造営・設定された「東海道」も、「東山道」と同方向の「東」を冠していることから、最終目的地は共に蝦夷國となります。

すなわち、倭國(九州王朝)や日本國(大和朝廷)にとって、「東」に位置する大國(隣國)である蝦夷國へ向かう官道として「東山道」「東海道」が造営され、それぞれの方面軍司令官として「都督」「節度使」「按察使鎮守將軍」が任命されたのではないのでしょうか。

以上の理解を更に進めると、テーマである「北海道」や「北陸道」も同様に「北」に位置する大國への「道」と考えなければなりません。その「北」の大國とはいずれの國でしょうか。

西村秀己（京都府向日市）さんは、大和を起点とする古代官道「七道」の中になぜ「北海道」がないのかという疑問から、太宰府を起点とした九州王朝(倭國)の官道という視点で検討した結果、太宰府→壱岐→対馬→朝鮮半島南岸という海北の道「北海道」を「発見」しました。（「五畿七道の謎」2015年12月）。

この太宰府起点という仮説に基づいて、通説では不明とされてきた『日本書紀』景行紀に見える「東山道十五國」の謎を解明されたのが山田春廣さん(鴨川市)による論文「『東山道十五國』の比定—西村論文『五畿七道の謎』の例証—」(『発見された倭京—太宰府都

城と官道一』2018年)があります。

解説：「東山道十五国」とは、「『東山道』とは九州から東へ行く陸の道をいい、『十五国』とはその『東山道』沿いにある諸国をいう」以下の国々が「東山道十五国」として想定されます。

「豊」－「長門」－「周防」－「安芸」－「吉備」－「播磨」－「摂津」－「河内」－「大和」－「伊賀」－「伊勢」－「尾張」－「三河」－「遠江」－「駿河」

この先は海路によったものであり、その終点は（房総半島から上陸した後）「上野国（こうずけのくに、かみつけのくに）は、かつて日本の令制国の一つ。東山道に属する。おおむね現在の群馬県にあたる。」であったと思われます。ただしこの「東山道十五国」時点ではまだ「関東」は「小国」（クニ）の分立状態であり、「西日本」の諸国と同様な「常陸」など「令制国」と同じ領域を持つ「クニ」の成立は、『常陸国風土記』から「六世紀末」あるいは「七世紀始」まで遅れる可能性が高いと思われます。

解説：常陸国風土記（部分）

「常陸の國司解（げ）す、古老の相ひ傳ふる舊聞を申す事。

國郡の舊事(ふること)を問ふに、古老（おきな）の答へて曰へらく「古いにしえは、相摸さがむの國の足柄の岳やま坂自り東の諸の縣あがたは、惣すべて我姫あづまの國と稱ひき。是の當時とき、常陸とは言はず、唯新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の國と稱ひ、各おのおのも造みやつこ別わけを遣わして檢校おさめ令しめき。其の後のち、難波長柄豊前大宮臨軒天皇なにわのながらのとよさきのおおみやにあめのしたしろしめしすめらみことのみ世に至り、高向臣中臣幡織田連等を遣わして、坂より東の國を惣領すべおさめしめき。時に我姫あづまの道、を分れて八の國と為り、常陸の國、其の一つに居れり。」

上の文章は、「古」は「常陸」という国はなく「新治筑波茨城那賀久慈多珂國」という国々がただ「並列」的に存在しており、そこに「造」や「別」が派遣されていた。理解されます。出典：『常陸国風土記』より

「東海道」と「東山道」の最終目的地は共に「東」の蝦夷國とした仮説と同様に、「北海道」と「北陸道」が目指した終着点も同じ「北」国としたとき、太宰府から北西(朝鮮半島)に向かう「北海道」と東北へ向かう「北陸道」とは別方向に向かっているようで不自然です。しかし、同じ「北」国へ向かう「道」とする視点を徹底しますと、その「北」国とは北方の大国「肅慎(しゅくしん・みしはせ)」（ロシア沿海州方面）ではないか考えられます。

『日本書紀』には齊明紀などに肅慎との交戦記事が見え、七世紀には九州王朝と肅慎は敵対関係にあったことがうかがえます。その肅慎は日本海を渡って越国(佐渡島)に侵入しており(欽明五年十二月条、544年)、九州王朝も水軍(阿部臣)で応戦しています(齊明六年三月条、660年)。従って、肅慎との戦闘地域(事実上の「国境」か)である越国(新潟県・秋田

県)方面への進軍(陸軍)ルートとしての「北陸道」と、海上からの進軍(水軍)ルートとしての「北海道」が必要となります。そうしますと、「北海道」の終着点は朝鮮半島南岸ではなく、朝鮮半島東岸沿いに新羅・高句麗へと進み、更に終着点としての肅慎に至る「道」として「北海道」が設定されたと考えなければなりませんし、海流を考慮してもこのルートは可能なものと考えられます。

以上の考えにより、「東」の大国「蝦夷国」と「北」の大国「肅慎国」へ向かう官道として「東海道」「東山道」と「北海道」「北陸道」が設定され、それぞれの方面軍と将軍(都督)たちが任命されたと考えることが可能となり、特に説明困難だった「北陸道」の名称と位置づけについても理解が可能となりました。

そうしますと、論理は更に展開し、残された「西海道」と「南海道」についても、それぞれが向かう終着点はどこなのかという問いが出てきます。

九州王朝(倭国)官道名称の考察結果として、「東」の大国「蝦夷国」に向かう「東海道」「東山道」、「北」の大国「肅慎国」へ向かう「北海道」「北陸道」とする仮説ができました。次に、残された「西海道」と「南海道」についても考えます。

九州王朝(大宰府起点)から見て「西」の大国とは言うまでもなく「中国」です。七世紀段階であれば、「隋」か「唐」としてよいと思います。

しかし、「南」は難解です。「東」と「北」の国名を求めた方法論上の一貫性を重視すれば、「蝦夷国」「肅慎国」と同様に『日本書紀』に記された九州王朝との関係(交流・交戦記事など)が確認できる国を有力候補とすべきです。その意味でも、「西」の大国候補の「隋」「唐」は共に『日本書紀』に見える国なので、方法論上の一貫性というハードルをクリアしています。

それでは『日本書紀』に記された「南」の大国候補はあるでしょうか。九州島よりも南方にあると思われる国として、『日本書紀』には次の名前が見えます。(初出記事のみ)

- 「掖久」(屋久島か)推古二四年条(616年)
- 「吐火羅」(トカラ列島か。異説あり)孝徳紀白雉五年条(654年)
- 「都貨邏」(トカラ列島か。異説あり)斉明三年条(657年)
- 「多禰嶋」(種子島か)天武六年条(677年)
- 「阿麻彌人」(奄美大島か)天武十一年条(682年)

以上のような地名が散見するのですが、「蝦夷国」「肅慎国」「唐」と並ぶ「南」の大国とはいがたく、いずれも比較的小さな島(領域)のようで、候補地と見なすのは難しいと思われます。『日本書紀』にこだわらなければ『隋書』に沖縄県に相当すると思われる「流求国」が見えますが、先に述べた方法論上の一貫性を保持できません。

『隋書』に見える「流求國」(沖縄やトカラ列島・台湾を含めた領域)を「南海道」の終着点の国とする意見を採用すると、九州王朝官道の各終着点は次のようになります。いずれも起点は九州王朝(倭国)の都、太宰府です。

- 「東山道」「東海道」→「蝦夷国」(多賀城を中心とする東北地方)
- 「北陸道」「北海道」→「肅慎国」(ロシア沿海州と北部日本海域)
- 「西海道」→「隋」「唐」(中国の歴代王朝)
- 「南海道」→「流求國」(沖縄やトカラ列島・台湾を含めた領域)

従来の「五畿七道」の「七道」は、日本国内限定の「国道」か「高速道路網」のようなイメージで捉えられていたのですが、今回の九州王朝(倭国)官道の名称の論理的検証の結果、それは四至(東西南北)にある外国へ至るルート、そしてその方面軍が展開する「軍管区」とする壮大なスケールとなりました。

九州王朝官道には「東西南北」の「海道」があることから、四方面に展開できる強力な水軍を九州王朝(倭国)は擁していたと思われませんが、その倭国艦隊は白村江戦の大敗北により壊滅したようです。これは、701年の王朝交替後の大和朝廷(日本国)には水軍を持っていた痕跡がないのです。『養老律令』『軍防令』に水軍に関する規定が見えないのです。

解説：養老律令(ようろうりつりょう)は、古代日本で757年(天平宝字元年)に施行された基本法令。構成は、律10巻12編、令10巻30編。(「養老令」全三十編：第十七軍防令 全76条中01~23条)

そのため、大和朝廷の「七道」の一つ「西海道」は九州島(大宰管内)とその官道のこととされており、「東海道」「南海道」も海岸沿いの官道とその沿道の諸国を意味しており、九州王朝時代の「方面軍が展開する「軍管区」、といった意味合いは少ないように思われます。

「多賀城碑」などに見える「東山道節度使」「按察使鎮守將軍」にその痕跡がうかがわれますが、これは701年以後に発生した日本国と蝦夷国との戦争により、「東山道」にはそうした「方面軍」名称が存続したのでしょう。

九州王朝(倭国)官道の名称や性格について一通り説明可能な仮説が成立しましたが、しかし、九州王朝の歴史を反映(伝承)したものとされている、「こうやの宮の御神像(福岡県みやま市)」と「西海道」の終着国が不一致という課題が残りました。

- 「東山道」「東海道」→「蝦夷国」(多賀城を中心とする東北地方)
- 「北陸道」「北海道」→「肅慎国」(ロシア沿海州と北部日本海域)
- 「西海道」→「隋」「唐」(中国の歴代王朝)
- 「南海道」→「流求國」(沖縄やトカラ列島・台湾を含めた領域)

こうやの宮の五体の御神像は、中央の比較的大きな主神(九州王朝の天子・倭王、玉垂命

か)と四方の国からの使者からなり、七支刀を持つ人物が百済国(西)からの使者、鏡を持つ人物が近畿天皇家(東)からの使者、厚手のマントを着た人物が高句麗(北)からの使者、そして南洋の原住民のような上半身裸の人物は「南の国」からの使者とされています。

この中で国名が明確に想定できるのが七支刀を持つ人物で、百済国からの使者です。その他の御神像は推定の域を出ません。他方、七支刀といえば奈良県の石上神社に伝わる神宝(国宝)であり、その銘文により、泰和四年(369)に百済王から倭王に贈呈されたものであることがわかります。従って、「七支刀」を持つ御神像を百済の官人とされた見解に賛成ですし、これ以外の理解は、成立困難です。

こうやの宮の御神像が、九州王朝の歴史を反映(伝承)したものであれば、九州王朝官道が向かう東西南北の外国は蝦夷国・百済国・流求国・肅慎国となります(東からの使者を近畿天皇家とするのは、他の使者がいずれも国外からであり、東だけが倭国内のしかも九州王朝(倭王)の臣下である近畿天皇家とするのはアンバランスです)。特に、御神像の国として明確な百済国との対応は無視できません。こうやの宮の御神像という史料根拠、に従う限り、「西海道」の終着国を百済国とする。そして「西海道」のルートは、太宰府を起点として肥前(松浦半島付近)・壱岐・対馬・済州島(タンラ国)・百済国とするのが妥当ではないでしょうか。

以上の結果から、九州王朝官道の位置づけとして次のケースも有力となりました。

- 「東山道」「東海道」→「蝦夷国」(多賀城を中心とする東北地方)
- 「北陸道」「北海道」→「肅慎国」(ロシア沿海州と北部日本海域)
- 「西海道」→「百済国」(朝鮮半島の西南領域)
- 「南海道」→「流求国」(沖縄やトカラ列島・台湾を含めた領域)

なお、時代によって四方の終着国が変わるという可能性はありますが、「軍管区」としての「西海道」の終着点を東アジアの「上位国」、である唐や隋とするよりも百済国とする方が自然ではないでしょうか。

九州王朝(倭国)官道の名称や性格について、残された二つの疑問。

一つ目は、大和朝廷は「七道」なのに、なぜ九州王朝は「六道」なのか。

二つ目は、山田春廣さん作製マップによれば太宰府から本州方面にむかう「北陸道」「東山道」「東海道」により、ほぼ全ての国がその管轄下におかれるのですが、四国の「土佐」が直接的にはどの官道も通らない「空白国」、なのはなぜか、という疑問です。

一つ目の疑問は、「たまたま、九州王朝は六道になり、大和朝廷は七道になった」とする地勢上の理由として説明することも可能です。しかし、九州王朝の官道に倣って大和朝廷も「七道」にしたとすれば、九州王朝にはもう一つの「道」があったのではないかと、考えました。そのように推定したとき、二つ目の疑問「土佐国の空白」が、残りの「一道」に関係しているのではないかと。

それでは古代において、太宰府から土佐に向かう、しかも他の「六道」に匹敵するような重要官道はあったのでしょうか。そのような「重要官道」を、一つだけ知っています。それは魏志倭人伝に記された「裸国」「黒齒国」(南米)へ向かう太平洋を横断する「海流の道」です。倭人伝には次のように記されています。

「女王國東、渡海千餘里、復有國、皆倭種。又有侏儒國在其南、人長三四尺、去女王四千餘里。又有裸國、黒齒國復在其東南、船行一年可至。」『三国志』魏志倭人伝

ここに見える「侏儒国」の位置は四国の西南岸部と思われ、その南の足摺岬(土佐清水市)から黒潮に乗り、倭人は「船行一年」(二倍年歴による)かけて「裸国」「黒齒国」(ペルー、エクアドル)へ行っていると記録されているのです。この「裸国」「黒齒国」と九州王朝との往来がいつの時代まで続いていたのかは不明ですが、九州王朝にとっては誇るべき「国際交流」であったと思われます。

解説：倭人も太平洋を渡った(南米の九州縄文・弥生の土器)を参照
・文化の進化と伝播(太平洋文化伝播説の紹介)：ベティ・メガーズ
・エクアドルの大型甕棺：大下隆司
・南米の古代地名：古田武彦。”エクアドルに倭人が残した言語は？”

この太平洋を横断する「海流の道」(行きは黒潮に乗る北側ルート。帰りは赤道反流に乗る南側ルート)の名称は不明ですが、もしこれを含める事が出来れば、九州王朝(倭国)官道は大和朝廷と同じ「七道」とすることができます。

【九州王朝(倭国)の七道】(案)

- 「東山道」「東海道」→「蝦夷国」(多賀城を中心とする東北地方)
- 「北陸道」「北海道」→「肅慎国」(ロシア沿海州と北部日本海域)
- 「西海道」→「百濟国」(朝鮮半島の西南領域)
- 「南海道」→「流求國」(沖縄やトカラ列島・台湾を含めた領域)

九州王朝(倭国)の都、太宰府から土佐に向かう7番目の官道として、足摺岬(土佐清水市)から黒潮に乗り、「裸国」「黒齒国」(ペルー、エクアドル)へ向かうルートがあったとする、次の九州王朝「七道」案を示しました。

【九州王朝(倭国)の七道】(案)

- 「東山道」「東海道」→「蝦夷国」(多賀城を中心とする東北地方)
- 「北陸道」「北海道」→「肅慎国」(ロシア沿海州と北部日本海域)
- 「西海道」→「百濟国」(朝鮮半島の西南領域)
- 「南海道」→「流求國」(沖縄やトカラ列島・台湾を含めた領域)
- 仮称「大海道」→「裸国」「黒齒国」(ペルー、エクアドル)

このルートで考えると、こうやの宮(福岡県みやま市)の上半身裸の「南の国」からの使者と思われる御神像は「流求国」ではなく、倭人伝に記された「裸国」からの使者ではないかと思われるのです。

そもそも、「南の国」からの使者が九州王朝を訪問したとき、上半身裸で倭王に謁見したとは考えられません。だいいち、倭国(筑前・筑後)は夏でも上半身裸でおれるほど暖かくはないと思われますし、倭王に謁見するのに上半身裸は失礼ではないでしょうか。

そうすると、御神像が上半身裸として作製されたのは、「南の国」からの使者にふさわしい姿として、実見情報ではなく、別情報によったと考えざるを得ません。その別情報こそ、「裸国」という国名だったのではないのでしょうか。九州王朝内で伝わった外交文書中に記されていたであろう「裸国」という国名に基づき、「裸の国」からの使者にふさわしい想像上の人物として、あの上半身裸の御神像が成立したと思われます。

このような理解に立つとき、こうやの宮の四人の使者の出身国は蝦夷国(東)・百済国(西)・裸国(南)・肅慎国(北)となります。更に、「南海道」の最終到着国は「裸国」ではないかという考えも出てまいります。(了)

解説：こうやの宮

2015-10-08 22:23:21

テーマ：古代史

以前 神功皇后の年代を知る上で参考になるとご紹介した、百済から送られた七支刀にまつわる宮が田油津姫を攻め滅ぼしたみやま市に存在します。



七支刀

七支刀は、石上神宮に伝来した古代の鉄剣である。その由来は早くに忘れられ、神宮ではこれを「六叉の銚(ろくさのほこ)」と呼び、神田にその年はじめて苗を植える儀式に神を降ろす祭具として用いていたという。1874年(明治7年)に石上神宮大宮司となった菅政友は、水戸藩出身で「大日本史」編纂に参加した経歴のある歴史研究者でもあった。大宮司としてこの社宝をつぶさに観察する機会を得た菅は、刀身に金象嵌銘文が施されていることを発見し、さらに剣の鏝を落として、はじめてその銘文の解読を試みた。

日本書紀神功皇后摂政52年条に、百済と倭国の同盟を記念して神功皇后へ「七子鏡」一枚とともに「七枝刀」一振りが献上されたとの記述がある。紀年論によるとこの年が372年にあたり、年代的に日本書紀と七支刀の対応および合致が認められている(後述)。

こうやの宮

福岡県みやま市瀬高町太神1674

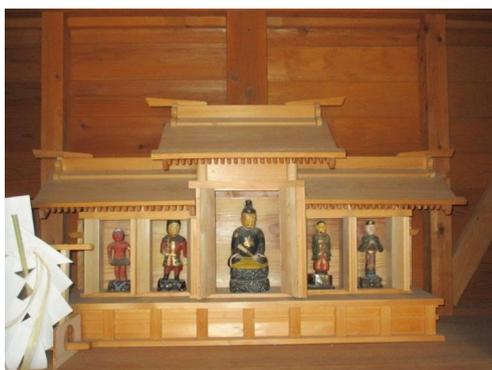


太神鬼木（おおがおにき）部落の人達が先祖代々氏神として祀り続けている小さな祠がある。中に五体の御神体が安置されていて異国風の服を着て、「七支刀」を持った男神と鏡を持った女神、カップパ像などがある。奈良県天理市で七支刀が発見される以前からこうやの宮に七支刀をを持つ神像を祀っていたことからマスコミで話題となり見学人で賑わった時期もある。町指定有形民族文化財に指定されている。

七支刀とは、現在奈良県天理市石上（いそのかみ）神社に国宝の鉄鉾で刀身の銘文から泰和4年（369）に百済の太子貴須から倭軍派兵によって高句麗を討つた御礼に倭国王旨に献上された刀である。「日本書紀」に、神功皇后(じんぐうこうごう)が朝鮮・百済(くだら)から献上されたとしるす「七枝刀(ななつさやのたち)」にあたりと考えられている。

七支刀は、いったん邪馬台国の発祥の地として有力視されているみやま市太神の「こうやの宮」（磯上物部神社）に安置され、大和朝廷が安定後、物部一族により天理市の石上神社に奉納されたものと一部の郷土史愛好家の中で推定されている。

みやま市の庶民信仰よりここは個人の方が管理されていて、その方にお話しをしておけば見せていただくことも可能なようです。



祠を開けると五体の人形が安置されています。
この人形は、奈良県天理市で七支刀が発見される以前からこうやの宮に七支刀をを持つ神像を祀っていたそうです。

この人形の大きさや配置を見ると、どうも真ん中の人形に贈られたことを表しているように見えます。この人形の胸には、五七の桐の家紋が刻まれています。



左の七支刀を持つ人形の装束は、明らかに日本のものとは異なるようです。
右の二体の人形は日本のようですが、左の人形は、鏡を持った女性のようにも見えます。
また右の像だけは、顔や家紋がつぶれていますので、よく確認できませんが、位は高いようにも見えます。最後の人形は、どこの国の人か分かりませんが、下の台に描かれているのは、鹿の角にも見えます。

七支刀の銘とこの人形から判断すると七支刀は、百濟から五七の桐の家紋を持つ倭王に送られ、各国から倭王に祝辞があったのではないかと想像されます。

古田武彦氏は、これが九州にあることから倭王は九州王であるとしているようです。とにかくこの五七の桐の家紋を持つものが七支刀を送られた人物であることは確かなようで、この人物を知ることが倭王を知る手段なのかもしれません。

肅慎（みしはせ、あしはせ）は、日本の正史である『日本書紀』や『続日本紀』などの中に記述が見られる民族である。中国文献中の肅慎（しゅくしん）とは存在した時期にかなりの開きがあり、同一であるかどうかなど両者の関係性は不明である。出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

概要

『日本書紀』に肅慎が登場する箇所は、大きく分けて以下の3つがある。

欽明天皇の時に佐渡島へ肅慎が来たこと

齊明天皇の時の阿倍比羅夫の肅慎討伐

天武天皇・持統天皇の時の肅慎の来訪と官位を与えたこと

これら肅慎について、どのような集団かという説はさまざまあるが、おおむね以下のよう
にまとめられよう。

蝦夷（えみし）と同じであるとする説。肅慎と呼ぶのは中国の古典にも見られる由緒ある名前であるからとする。

蝦夷とも「中国文献中の肅慎」とも違う民族であるとする説（ニヴフ、アレウトなど、もしくは現存しない民族）。

「中国文献中の肅慎」と同じツングース系民族であるとする説。

また北海道のオホーツク海沿岸や樺太などに遺跡が見られるオホーツク文化人（3世紀～13世紀）[1][2]という説も有力である。

肅慎の訓はみしはせとする説とあしはせとする説とがあり、未だに定まっていない。見の字を略したミの音を表す変体仮名が、片仮名のアと字形が似ているため、このような混乱が生じている。

欽明朝の肅慎

参考原文・現代語訳

肅慎についての日本での最も古い報告は、欽明天皇5年（544年）12月のものである。

そこでは、佐渡島に肅慎人が来着したと書かれている。

ただ、このことが本当に起きたことかどうかはにわかには信じがたい。後の肅慎討伐の軍勢が、佐渡島の対岸の越（こし、今の北陸地方）の国から起こったことを考えると、後世の肅慎討伐の記録から後付けで作られたものであるとも考えられる。

齊明朝の肅慎討伐

齊明天皇の時に代は、さかんに蝦夷を支配下に置こうとした政策が行われた。その一環として、越の国の国守・阿倍臣による数回の蝦夷・肅慎討伐がある。日本書紀には6件の阿倍臣による征討についての記事がある。

齊明天皇4年(658年)4月 - 180艘の船を率いて蝦夷を討伐する

齊明天皇4年(658年)是歳(詳しい月日は不明という意味) - 肅慎討伐とヒグマの献上

参考原文・現代語訳

齊明天皇5年(659年)3月 - 180艘の船を率いて蝦夷を討伐する

齊明天皇5年(659年)3月分注 - 肅慎討伐と捕虜献上

参考原文・現代語訳

齊明天皇6年(660年)3月 - 肅慎討伐

参考原文・現代語訳

齊明天皇6年(660年)5月 - 肅慎の捕虜献上

参考原文・現代語訳

この記事に付されている、実際の『日本書紀』中の肅慎についての記述を見れば明らかだが、これらの記事は内容が酷似しており、例えば、討伐の期間はみな3月から4月になっている。このため、これらの討伐が実際に何回行われたかについては諸説ある。

例えば、本居宣長は、もともと討伐は1回しかなかったとし、4年・5年・6年と3回行ったように書かれているのは、壬申の乱などによる記録の混乱で4年・5年・6年と3種類の伝承ができてしまい、日本書紀の編者がそれら3種の伝承を無批判に取り入れたからだとした。

なお、阿倍臣が肅慎討伐に向かった場所は渡島(わたりしま)と書かれているが、それがどこであるかは定かではない。ただ、ヒグマは本州にはおらず、北海道にしかいない。そして、阿倍臣がヒグマを献上したとの記録があることから、渡島を北海道であるとする説もある。

天武・持統朝の肅慎

天武5年(676年)11月には、新羅の使節が肅慎を伴って来訪したとの記録(参考原文・現代語訳)があり、持統8年(694年)には肅慎人に官位を与えたという記録(参考原文・現代語訳)がある。この官位が与えられた肅慎は新羅の使節とともに来た者たちだと考えられている。また、持統10年(696年)には、蝦夷とともに肅慎への賜与の記録(参考原文・現代語訳)が残っている。

『日本書紀』中の肅慎についての記述

欽明天皇5年(544年)12月

越國言。於佐渡嶋北御名部之碕岸有肅慎人。乘一船舶而淹留。春夏捕魚充食。彼嶋之人言非人也。亦言鬼魅、不敢近之。

越（こし、今の北陸地方）の国からの報告によれば、佐渡島の北の御名部（みなべ）の海岸に肅慎人がおり、船に乗ってきて留まっている。春夏は魚をとって食料にしている。かの島の人人間ではないと言っている。また鬼であるとも言っている、（島民は）敢えてこれ（肅慎人）に近づかない。

嶋東禹武邑人採拾椎子、爲欲熟喫。着灰裏炮。其皮甲化成二人、飛騰火上一尺餘許。經時相鬪。邑人深以爲異、取置於庭。亦如前飛相鬪不已。有人占云「是邑人必爲魅鬼所迷惑。」不久如言被其抄掠。

島の東の禹武（うむ）という村の人が椎の実を拾って、これを煮て食べようと思った。灰の中に入れて炒った。その皮が変化して2人の人間になり、火の上を一尺ばかり飛び上がった。時を経て相戦った。村の人はいぶかしく思い、庭に置いた。するとまた前のように飛んで相戦うのをやめない。ある人が占って「この村の人はきっと鬼に惑わされよう。」と言った。それほど時間のたたないうちに、（占いで）言ったように、物が掠め取られた。

於是肅慎人移就瀨波河浦。浦神嚴忌。人敢近。渴飲其水。死者且半。骨積於巖岫。俗呼肅慎隈也。

そこで、肅慎人は瀨波河浦（せなみかわのうら）に移った。浦の神の靈力は強かった。人は敢えて近づけなかった。のどが渴いたのでその（浦の）水を飲んだ。死者は半分になろうとしていた。骨は岩穴にたまった。俗に肅慎隈（みしはせのくま）と呼ぶ。

齊明天皇4年（658年）

是歲、越國守阿倍引田臣比羅夫討肅慎、獻生羆二・羆皮七十枚。

この年、越の国守である阿倍引田臣比羅夫（あへのひきたのおみひらふ）が肅慎を討って、生きているヒグマ2匹とヒグマの皮70枚を献上した。

齊明天皇5年（659年）3月

或本云、阿倍引田臣比羅夫與肅慎戰而歸。獻虜卅九人。

ある本には、阿倍引田臣比羅夫が肅慎と戦って帰った。捕虜を39人献上した。この文は日本書紀の本文ではなく、分注に書かれている。

齊明天皇6年（660年）3月

遣阿倍臣<闕名>、率船師二百艘伐肅慎國。阿倍臣以陸奥蝦夷令乘己船到大河側。

阿倍臣<名前は不明>を遣わして200艘の船を率いて肅慎国を討伐させた。阿倍臣は陸奥の蝦夷を自分の船に乗らせて、大河のほとりに着いた。

於是渡嶋蝦夷一千餘屯聚海畔、向河而營。々中二人進而急叫曰「肅慎船師多來將殺我等之故、願欲濟河而仕官矣」。

そのとき、渡島の蝦夷が1000人ばかり海岸にたまって、河に向かって、いついていた。その中の2人が進み出て突然叫んで「肅慎の水軍が多く来て私達を殺そうとしているので、河を渡って（朝廷に）仕えたいと思っています、お願いします。」と言った。

阿倍臣遣船喚至兩箇蝦夷、問賊隱所與其船數。兩箇蝦夷便指隱所曰「船廿餘艘」。即遣使喚而不肯來。

阿倍臣は船を遣わし、2人の蝦夷を召し、賊の潜んでいるところとその船の数を問うた。2人の蝦夷は即座に隠れているところを指して、「船は二十艘あまりです」と言った。そこで、（肅慎に）使いを遣わせて呼んだが、来ようとしなかった。

阿倍臣乃積綵帛・兵・鐵等於海畔而令貪嗜。肅慎乃陳船師、繫羽於木、舉而爲旗。齊棹近來停於淺處。從一船裏出二老翁。廻行熟視所積綵帛等物。便換著單衫、各提布一端。乘船還去。俄而老翁更來脱置換衫、并置提布。乘船而退。

そこで、阿倍臣は色とりどりの絹・武器・鉄などを海岸に置き、（肅慎に）欲しがらせようとした。そこで、肅慎は水軍を連ねて、羽を木にかけて、挙げて旗とした。（肅慎は船の）棹をそろえて近づき、浅いところに止まった。ある船の中から2人の老人が出てきた。めぐって行って、置いてある絹などのものをとくと見た。すると、単衣替えて着て、各々布を一端持っていった。（肅慎は）船に乗って帰っていった。にわかに、老人がまた来て、服を脱ぎ、あわせて持っていった布を置いた。船に乗って退却していった。

阿倍臣遣數船使喚、不肯來。復於弊賂弁嶋。食頃乞和、遂不肯聽。＜弊賂弁、度嶋之別也。＞據己柵戰。于時能登臣馬身龍爲敵被殺。猶戰未倦之間。賊破殺己妻子。

阿倍臣は、いくつかの船を遣わして、（肅慎を）呼んだが、来なかった。（肅慎は）弊賂弁嶋（へろべの島）に帰った。しばらくして、（肅慎が）講和を請うたものの、ついにあえて許さなかった。＜弊賂弁（へろべ）は、渡島の一部である。＞（肅慎は）自分の砦によって戦った。このとき、能登臣馬身龍（のとのおみまむたつ）が敵（肅慎）に殺された。まだ戦っていやにならないうちに、賊は敗れて自らの妻子を殺した。

齊明天皇6年（660年）5月

又阿倍引田臣＜闕名＞獻夷五十餘。（中略）以饗肅慎卅七人。

また阿倍引田臣＜名前は不明＞が夷を50人あまり献上した。もって肅慎の47人にご馳走した。

天武5年（676年）11月

丁卯、新羅遣沙飡金清平請政。（中略）送清平等於筑紫。是月、肅慎七人從清平等至之。

3日に新羅が沙飡（ささん、新羅の8等官）の金清平を遣わし、まつりごとの様子を言上した。（中略）清平らを筑紫に送った。この月、肅慎が7人、清平らに従ってやってきた。 持統8年（694年）1月23日

以務廣肆等位授大唐七人與肅慎二人。

務廣肆（むこうし、後の従七位下に相当）等の位を唐人7人と肅慎2人に与えた。
持統10年（696年）3月12日

賜越度嶋蝦夷伊奈理武志與肅慎志良守叡草、錦袍袴・緋紺絁・斧等。

越（こし）の度嶋（わたりしま、渡島に同じ）の蝦夷の伊奈理武志（いなりむし）と肅慎の志良守叡草（しらすえそう）に錦でできた袍（上着）と袴・赤い太絹・斧などを下賜した。

『続日本紀』中の肅慎についての記述

養老4年（720年）正月23日

遣渡嶋津輕津司従七位上諸君鞍男等六人於靺鞨国、觀其風俗。

渡島の津輕の津司（つのつかさ）である従七位上の諸君鞍男（もろのきみくらお）ら6人を靺鞨国（肅慎）に遣わして、その風俗を視察させた。

養老律令

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

養老律令（ようろうりつりょう）は、古代日本で757年（天平宝字元年）に施行された基本法令。構成は、律10巻12編、令10巻30編。大宝律令に続く律令として施行され、古代日本の政治体制を規定する根本法令として機能したが、平安時代に入ると現実の社会・経済状況と齟齬をきたし始め、平安時代には格式の制定などによってこれを補ってきたが、遅くとも平安中期までにほとんど形骸化した。廃止法令は特に出されず、形式的には明治維新时期まで存続した[1]。制定内容の資料が未発見である大宝律令は、この養老律令から学者らが内容を推測して概要を捉えている。

成立

701年（大宝元年）、藤原不比等らによる編纂によって大宝律令が成立したが、その後も不比等らは、日本の国情により適合した内容とするために、律令の撰修（改修）作業[2]を継続していた。ところが、720年（養老4年）の不比等の死により律令撰修はいったん停止することとなった（ただし、その後も改訂の企てがあり、最終的に施行の際にその成果の一部が反映されたとの見方もある）。

その後、孝謙天皇の治世の757年5月、藤原仲麻呂の主導[3]によって720年に撰修が中断していた新律令が施行されることとなった。これが養老律令である。旧大宝律令と新養老律令では、一部（戸令など）に重要な改正もあったものの、全般的に大きな差異はなく、語句や表現、法令不備の修正が主な相違点であった。ただし、この通説に対しては近年において榎本淳一は大宝律令から養老律令への改正を一部唐風化による乖離を含むものの全体的には日本の実情に合わせた大規模な改正が行われ、養老律令によって内容・形式が整った法典が完成したとする新説[4]を唱え、以後両者の差異に関する議論も行われるようになった。

以後、桓武天皇の時代に養老律令の修正・追加を目的とした刪定律令（24条）・刪定令格（45条）の制定が行われたが短期間で廃止となり、以後日本において律令が編纂されることはなかった。

復元と注釈

養老律令それ自体は、散逸しており現存しない。しかし、令については、律令の注釈書として平安前期に編纂された『令義解』『令集解』に倉庫令・医疾令を除く全ての令が収録されており、復元可能となっている。また、倉庫令・医疾令も他文献の逸文からほぼ復元されている。律については多くが散逸しているが、逸文収集が精力的に行われ、その集成が『国史大系』にまとめられている。これにより、復元されている律は、名例律・衛禁律・職制律・賊盜律、そして鬪訟律の一部である。

これに先立つ大宝律令は、全文が散逸し、逸文も限定的にしか残存しておらず、ほとんど復元されていない。大宝律令の内容は、養老律令から推測されている場合も多い。律令研究には、復元された養老律令が非常に重要な位置を占めている。

現存する律の一部、および令全体の注釈としては、『日本思想大系』の第三巻「律令」（井上光貞ほか校注）がある。

意義

養老律令は、大宝律令と大きな相違点はないため、養老律令施行後もそれ以前と変わらない政治運営が行われたと見られ、律令制史上の大きな意義は特にないとされている。

養老律令の意義は、施行当時の政治状況と関連づけて理解される。養老律令は、撰修途中の律令であり、あえて施行する必要は特になかったはずである。事実、養老律令を施行しようとする動きは757年まで見られなかった。757年当時の政治状況を見ると、それまで中央政府に君臨していた聖武上皇が756年に没し、政府内で複数の勢力が主導権争いを始めていた。その中で藤原仲麻呂が孝謙天皇と連携して、急速に台頭し始めていた。これらの状況から、養老律令施行の背景には、両者共通の祖父である不比等の成果を活用することで、不比等の政治を継承することを宣言するとともに、孝謙・仲麻呂政権の安定を図ろうとする政治的意図があったと考えられている。

一方、大宝律令の施行から半世紀が経過して律令国家の定着していく中で、より日本の実情に合わせた律令制への再構築の一環として行われたとして積極的評価をする説（春名宏昭説）もある。

篇目

律

律は現代でいう刑法にあたる。

篇	篇目	読み
第一	名例律上	めいれいりつ
第二	名例律下	
第三	衛禁律	えごんりつ
職制律	しきせいりつ	
第四	戸婚律	ここんりつ
第五	厩庫律	くこりつ
擅興律	せんこうりつ	
第六	賊盗律	ぞくとうりつ
第七	鬪訟律	とうしょうりつ
第八	詐偽律	さぎりつ
第九	雑律	ぞうりつ
第十	捕亡律	ほもうりつ
断獄律	だんごくりつ	

令

唐令と日本令では、篇目の大幅な組み替えもあり、順序もかなり違っている。また、条文内容のかなりの部分が日本風に改められている。

篇 篇目 読み

第一 官位令 かんいりょう
第二 職員令 しきいんりょう
後宮職員令 ごくうしきいんりょう
東宮職員令 とうぐうしきいんりょう
家令職員令 けりょうしきいんりょう
第三 神祇令 じんぎりょう
僧尼令 そうにりょう
第四 戸令 こりょう
田令 でんりょう
賦役令 ぶやくりょう
学令 がくりょう
第五 選叙令 せんじょりょう
継嗣令 けいしりょう
考課令 こうかりょう
禄令 ろくりょう
第六 宮衛令 くえいりょう
軍防令 ぐんぼうりょう
第七 儀制令 ぎせいりょう
衣服令 えぶくりょう
宮繕令 ようぜんりょう
第八 公式令 くしきりょう
第九 倉庫令 そうこりょう
厩牧令 くもくりょう
医疾令 いしつりょう
仮寧令 げにょうりょう
喪葬令 そうそうりょう
第十 関市令 げんしりょう
捕亡令 ぶもうりょう
獄令 ごくりょう
雑令 ぞうりょう

脚注

^ 野村忠夫「養老律令」項『国史大辞典 14』吉川弘文館、1993年。

^ 不比等らのもとで大倭小東人（やまとのこあずまひと、後の大和長岡）ら法律家による編纂、永原慶二監修『岩波 日本史辞典』岩波書店 1999年

^ 祖父の功績を讃えるために施行した。永原慶二監修『岩波 日本史辞典』 「養老律令」の項参照。岩波書店 1999 年

^ 榎本淳一「養老律令試論」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』（吉川弘文館、1993 年）所収）

付録：現代語訳「養老令」全三十編：
第十七 軍防令 全 76 条中 01～23 条
（最終更新日：00.03.26）

- 目次 -

- 01 軍団大毅条
- 02 隊伍条
- 03 兵士簡点条
- 04 簡閲戎具条
- 05 兵士為火条
- 06 兵士備糒条
- 07 備戎具条
- 08 兵士上番条
- 09 赴教習条
- 10 軍団条
- 11 衛士上下条
- 12 兵士向京条（または衛士防人条）
- 13 軍団大毅条
- 14 兵士以上条
- 15 兵衛使還条
- 16 充衛防条
- 17 差兵条
- 18 節刀条
- 19 有所征討条
- 20 衛士向京条
- 21 有宿嫌条
- 22 軍営門条
- 23 衛士下日条

○01 軍団大毅条（※13 条と同じ条名）

軍団の大毅は 1 0 0 0 人を統率すること。少毅は副官としてそれを統率すること。校尉は 2 0 0 人。旅帥は 1 0 0 人。隊正は 5 0 人。

○02 隊伍条

兵士はおのこの隊伍を作ること（5人で伍、50人で隊）。弓馬が得意な人は騎兵隊とすること。それ以外を歩兵隊とすること。主帥以上（校尉・旅帥・隊正）は、種別（騎兵／歩兵）ごとに統率すること。両者を混成してはならない。

○03 兵士簡点条

兵士を徴発するにあたっては、みな本籍近くの軍団に配属させること。隔越（国外に配属）してはならない。配属して軍に入れるには、同戸のうち3丁（正丁3人）ごとに1丁を取ること。

○04 簡閲戎具条

国司は、毎年孟冬（冬のはじめ＝10月）に、戎具（武器・武装）を簡閲すること。

○05 兵士為火条

兵士は10人を1火〔か〕とする。火別に6の馱馬（荷馬）を充て、飼養して肥え元気にさせること。差発の日には、これをもって荷馬に充てることを許可すること。もし死失があれば、すぐに替わりの馬を立てること。

○06 兵士備糶条

兵士各人ごとに糶〔ほしいい〕6斗、塩2升を備え、併せて、火の行軍（軍に動員した兵士）のための戎具等は、いずれも種別の倉庫に貯蔵すること。もし貯蔵してから長期間を経て腐敗し実用に堪えない場合はすぐに回転させ良質のものを（兵士自身が）納入すること。11月1日より開始して12月30日以前に納入し終えること。番ごとに上番の人から2人を取って守掌させること。雑仕は（守掌(?)）してはならない。行軍の日には火（に必要なぶん(?)）を計算して給出すること。

○07 備戎具条

兵士は、火ごとに、紺の布の幕（天幕）1口〔く〕、裏を着けて。銅の盆・小さな釜、どちらか（ごはんや水を入れるのに用いる）入手可能なものを2口。鍬1具、【坐+リ《りっとう》】【石佳】〔くさきり〕（＝草切）1具、斧1具、手斧1具、鑿〔のみ〕1具、鎌2張、鉗〔かなはし〕（かなばさみ・やっところ）1具。50人ごとに、火鑽〔ひうち／ひきり〕（火打ち金）1具、熟艾〔やいぐさ〕（点火用の乾燥よもぎ）1斤、手鋸〔のこぎり〕1具。各人に、弓1張、弓弦袋1口、副弦〔そえつる〕2条、征箭〔そや〕（弓矢）50隻、胡箠〔やなぐい〕（弓筒）1具、大刀1口、刀子1枚、砥石1枚、藺帽〔いがさ〕1枚、飯袋〔いいぶくろ〕1口、水甕〔みずおけ〕1口、塩甕1口、脛巾〔はばき〕（脛用脚絆）1具、鞋〔からわらぐつ〕1両。みな自身で備えさせること。欠けたり少なかったりしてはならない。行軍の日には、自分で全て携帯して行くこと。もし上番（衛士・防人として赴任）の年ならば、各人の戎具だけを持って行き、それ以外は持って行ってはならない。

○08 兵士上番条

兵士の上番するについては、京に向かう場合（向京兵士＝衛士）は1年、防に向かう場合（向防兵士＝防人）は3年。現地までの日程は年限のうちに計算しない。

○09 赴教習条

弩手について、教習に赴く場合、及び、征討を行う場合には、（07条に定めたような）弓箭の具備を課してはならない。

○10 軍団条

軍団は、1隊ごとに、強壮な人2人を選抜して弩手に充てること。均分して番に入れること。

○11 衛士上下条

衛士は半分に分けて、1日は勤務し1日は非番とする（＝毎日交互に上番勤務する）こと。〔特別な事情のない日と言う。〕下日（非番の日）ごとに、当府（衛士府）で弓馬を教習させ、刀を用い、槍〔ほこ〕を弄〔と〕り、また弩〔おおゆみ〕を発射し、投石機を操作させること。午の時（昼12時）になったならおのおの解放して帰らせること。こうして本府は試練して、その技術の向上を確かめること。別勅でない場合は雑仕は（教習）してはならない。

○12 兵士向京条（または衛士防人条）

兵士の京に向かうのを衛士と名付ける。〔火別に白丁5人を取って火頭〔かず〕（炊事係）に充てること。〕辺境を守るのを防人〔ぼうにん／さきもり〕と名付ける。

○13 軍団大毅条（※01条と同じ条名）

軍団の大毅少毅は、おしなべて部内の散位、勲位、及び、庶人の武芸を称えられる人を取って充てること。校尉以下（校尉・旅帥・隊正）には、庶人の弓馬が得意な人を取ること。主帳（軍団の書記）には、書算が巧みな人を取ること。

○14 兵士以上条

兵士以上については、みな歴名簿を2通作ること。いずれも征防遠使（征伐・防人・化外や異国への出陣）の処所を明記すること。そうして貧富の上中下3等を注記すること。1通は国に留めること。1通は毎年、朝集使に持たせて兵部省に送ること。もし出陣させることがある場合、及び、上番するときには、国司は歴名簿に依り、（富強の）順に派遣すること。衛士・防人が故郷に還る日には、いずれも国内の上番を、衛士は1年、防人は3年、免除すること。

○15 兵衛使還条

兵衛が使（派遣）から還った場合には、3番（約半月の上番勤務を3回）以上経過したなら1番を免除すること。もし勤務を願ったなら許可すること。

○16 充衛防条

兵士を差発して衛士・防人に充てたならば、父子兄弟を併せて派遣してはならない。もし祖父母・父母が老疾でそれに侍す場合に、家に兼丁（＝本人以外の正丁・中男）がなければ、衛士・防人に充てる限りではない。

○17 差兵条

兵を20人以上差発したならば、契勅を待ってはじめて差発すること。

○18 節刀条

大将（衛府の長官ではなく、征討軍の総将）の出征には、みな節刀（刑罰の権を委ねる印としての刀）を授けること。（大将の）辞を訖ったなら（辞令が下りたなら）帰宅して家で寝ることはならない。（大将の）家が京にあるならば、毎月1度、内舎人を派遣し、安否を問うこと。もし（家人に）疾病があったなら医薬を給付すること。凱旋の日には、天皇に奏して使を派遣して郊勞すること。

○19 有所征討条

征討を行うことがあって、従軍人数を数えて3000人以上を満たしたならば、兵・馬の出発する日に、侍従を使に充てて、宣勅慰勞して發遣すること。防人1000人以上を満たしたならば、出発の日に内舎人を派遣して、發遣すること。

○20 衛士向京条

衛士が京に向かい、（また、）防人が津（船着場。難波の船着場＝難波津と特定する説もある）に到着するまでの間は、みな国司に自ら親しく部領（統率監督）させること。〔衛士が京に到着する日には、兵部省がまず戎具を検閲して、三府に分配すること。もし欠けたり少なかつたりしていることがあれば、事情に応じて推罪すること。〕（防人が）津より出発する日には、専使が部領して、大宰府に預けること。往還するときには、途上で、（或いは(?)）前後に落伍して留まり、百姓を侵犯し、または、田苗を損害し、桑漆の類を伐採させてはならない。もし違反することがあれば、国郡は事情を記録して太政官に申告すること。（この場合）統率者に対しては、法に依って罪を科すこと。征討軍の行路もまたこれに準ずること。

○21 有宿嫌条

将帥（ここでは副将軍以上）の出征にあたって、彼に宿怨を抱く人を配下に任じてはならない。

○22 軍営門条

軍営の門は常に嚴重に警備を整えて、出入を呵叱〔かしつ〕（大声で責めただす）すること。もし勅使があったならば、みな先ず軍將に報告して、軍容を整え備えて、然る後に勅を承ること。

○23 衛士下日条

衛士は、下日といえどもみな安易に（京の勤務地から）30里（約16 km）より外に私に出かけてはならない。もし事情があるならば、本府（所属する衛府）に報せて、許可の判断があったときに（勤務地を）離れること。上番している年は、重服〔じゅうぶく〕（父母の喪）があったとしても帰郷許可の範囲としない。〔下番の日に（任務終了して帰郷した日から）服喪を終わらせること。〕

「東山道十五国」とは

2018年03月31日 | 古代史

山田氏がそのブログ「<http://sanmao.cocolog-nifty.com/reki/2017/03/post-757d.html>」やこの度出された『古田史学論集』において「東山道十五国」について論じておられます。またその契機となった西村氏はその論（『古田史学会報』131号2015年12月）において「五畿七道」について根源的な問いかけをしております。それらに従えば「『東山道』とは九州から西へ行く陸の道をいい、『十五国』とはその『東山道』沿いにある諸国をいう」という点で両氏の論考に同意するものですが、「近畿以東」については後の「東山道」に引きずられてはいないでしょうか。

もともと「東日本」へのルートとしては「東海道」が先行しており、こちらへ行く方が「初期東山道」ではなかったかと思われるのです。具体的には「駿河」までであり、そこから「海の道」に変わるものと見られ、ここから「船」により「房総半島」に上陸していたものが初期の関東への道であったはずであり、「陸の道」としては「駿河」までであったと見られます。それを傍証するのが「駿河」に設けられたという「稚贄屯倉」であり、この場所に「屯倉」が存在しているのは、ここが「官道」の「末端」であったことを示すと思われるのです。

「駿河」の「宇戸ノ濱（宇土浜）」は「東海道」がまだ伊豆箱根を超えるルートが開拓されていない時代にはここまでが陸路の終点であり、ここから海路によったものとみられ、「房総半島」やその背後の「常陸国」など関東諸国との間の交通の要衝であったと思われます。この至近に作られた「屯倉」は当初「邸閣」つまり「兵糧の集積場所」という一種の軍事的拠点としていたと考えられ、ここから関東に対して軍事力を背景として統治行動を起こしていたものと推定されます。（ただ多数の軍勢は送ることが出来なかったものであり、そのため「関東王権」の独自性が強く続いたといえるでしょう。）

また初期目的達成された後は新規開拓された土地からの貢納物の集積場所として機能したと思われます。それを示すと思われるのが「東遊」に関すると思われる史料です。

「本居宣長」の著書『玉勝間』には『體源抄』（豊原統秋著）という書籍からの引用として以下の文章があります。

「丙辰記ニ云ク、人王廿八代安閑天皇ノ御宇、教到六年（丙辰歳）駿河ノ國宇戸ノ濱に、天人あまくだりて、哥舞し給ひければ、周瑜が腰たをやかにして、海岸の青柳に同じく、廻雪のたもとかろくあがりて、江浦の夕への風にひるがへりけるを、或ル翁いさごをほりて、中にかくれゐて、見傳へたりと申せり、今の東遊（アズマアソビ）とて、公家にも諸社の行幸には、かならずこれを用ひらる、神明ことに御納受ある故也、其翁は、すなわち道守氏とて、今の世までも侍るとやいへり」

ここには「東遊」の起源が書かれていますが、「教到六年」という「九州年号」が見え、「東遊」という語からもわかるようにここに書かれた「天人」とは「九州王朝」の配下にあった「東国」から派遣された「哥舞」を為す人たちであり、彼らにより、伝えられたものが「東遊」の起源となったと思われます。つまり元々「東国」の舞であると思われるわ

けです。

ここでは「江浦の夕へ」、つまり「日の暮れる頃」になって「浜」に船が着き、そこから下りてきた人々により「歌舞」が行われたもののようであり、これは「日の暮れる頃」という時間帯でもわかるように「儀式」、特に「葬送儀式」にまつわるものと考えられ、東国から「弔使」として派遣された人々により「鎮魂」のための舞として「九州王朝」に奉納されたものと思われるわけです。（『常陸国風土記』の「建借間命」の「国栖」征伐のシーンに出てくる「七日七夜 遊楽歌舞」というものも「葬送」に関わるものではないかと考えられ、これと同種のものであったかと推察されます）（※）

この「東遊」はその後も「宮中」で保存され、その名の通り起源が「東国」にあるとされていて、伴奏にも「和琴」つまり「六弦琴」が使用されるなど東国（関東）起源と考えられます。（このあたりについては以前に詳細記事

https://blog.goo.ne.jp/james_mac/e/392aa3e70d5fd2f6f2fb294671966093 とその付近の関連記事）を書いていますのでそちらを参照してください）

また「東山道都督」記事の中では「上野国」というような文が現れますが、「毛野国」が分割されたのはいつなのか判別できないものの、分割したのは関東王権によるものではなかったかと思われ、かなり早い時期を想定すべきです。その意味でここに「上野国」という名称があるのは不自然とは思われません。後に新たに「官道」が造られ「陸路」により「北関東」へ行くルートが開拓されこれが「東山道」となるまではこの「途中に海路を挟む」経路が「北関東」と「倭国中心」を結ぶものであったと推定されます。

また「東山道十五国」記事中に「彦狹嶋王」が「春日穴咋邑」に至って亡くなったとされていますが、通例ではこれが「大和」の中（奈良市の一部）と考えられていることを踏まえると、これらをベースに考えた場合「幹線」としての「道」が当然あったとしてそれが通ったであろう以下の国々が「東山道十五国」として想定されます。

「豊」－「長門」－「周防」－「安芸」－「吉備」－「播磨」－「摂津」－「河内」－
「大和」－「伊賀」－「伊勢」－「尾張」－「三河」－「遠江」－「駿河」

この先は海路によったものであり、その終点は（房総半島から上陸した後）「上野国」であったと思われます。ただしこの「東山道十五国」時点ではまだ「関東」は「小国」（クニ）の分立状態であり、「西日本」の諸国と同様な「常陸」など「令制国」と同じ領域を持つ「クニ」の成立は「六世紀末」あるいは「七世紀始」まで遅れる可能性が高いと思われます。（『常陸国風土記』の分析から）

このルートは「東山道都督記事」の直前にある「景行天皇」の「東国行幸」記事のルートと同じと見られ（「伊勢」に行幸した後「東海」に行き、上総に至っている）、この「行幸」が即座に事実とは思われないものの当時の東国へのメインルートであったことが推定できます。「2018年4月1日加筆修正」

（※）富永長三『常陸国風土記』行方郡の二つの説話をめぐって「市民の古代」第13集 1991年 市民の古代研究会編